

### Ⅲ. 月 次 計 画



## (1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
制度共通	1 社会保険業務の業務・システム最適化計画の実施	・社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき見直しを実施する。		○										企 画 課 社会保険業務センター	
	2 平成21年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・国庫負担割合の2分の1への引き上げ (平成21年4月)			○開発									社会保険業務センター	※平成22年4月稼働(本格対応)
	3 個人住民税の公的年金からの特別徴収の実施	介護保険料と同様の事務処理方式により新たに特別徴収を実施												企 画 課 社会保険業務センター	
	4 日チェコ社会保障協定の実施	・日チェコ両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日チェコ両国の年金制度の加入期間の通算												企 画 課 社会保険業務センター	※日伊社会保障協定の実施 (平成22年1月以降)

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
年金保険	1 制度改正関係																
	(1) 国民年金保険料額の改定	・平成21年度の新保険料額による保険料の収納を行う。															年金保険課 社会保険業務センター
	(2) その他	・マクロ経済スライド特例の実施	☆	○													年金保険課 社会保険業務センター
	2 国民年金未加入者の把握	・住民基本台帳ネットワークシステムを活用して34歳到達者及び44歳到達者の未適用者を把握し、適用勧奨等を実施する。										☆	○				年金保険課 社会保険業務センター
		・国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施															年金保険課
	3 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	・強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。	○														年金保険課 社会保険業務センター
	4 国民年金保険料に係る強制徴収の実施	・市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず度重なる納付督促にも応じない未納者に対しては、強制徴収を実施する。	○														年金保険課 社会保険業務センター
	5 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。	○														年金保険課 社会保険業務センター
・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。																年金保険課 社会保険業務センター	未定
6 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局の指定	・納付率が低調な社会保険事務局を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。					☆										年金保険課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
	7 「ねんきん定期便」の送付	・平成20年4月から、被保険者に対して保険料納付実績や年金見込額を送付する。	☆	○											企 画 課 社会保険業務科	
	8 免除手続きの簡素化 (ターンアラウンドの実施)	・市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。	☆	○				☆			○			(本格実施)	年 金 保 険 課 社会保険業務科	
	9 コンピュータ記録と紙台帳の突合せ	・厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金の名簿等について、電子画像化し、それらの画像が基礎年金番号等により個人単位に集約されて、端末に表示されるような「電子画像データ検索システム」の構築を行う。	○												企 画 課 年 金 保 険 課 社会保険業務科	
	10 共済過去記録の整備	・基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなった方の基礎年金番号に統合されていない記録の名寄せを行った上、記録が結びつくと思われる方にお知らせし、共済過去記録を基礎年金番号へ統合する。													企 画 課 社会保険業務科	①21年1月 共済から情報提供 ②21年3月 名寄せ処理 ③21年3月 お知らせ送付 ④21年度中 基礎年金番号への統合
	11 旧令共済組合員記録への対応	・国家公務員共済組合連合会から旧令共済組合員原票データの提供を受けて、社会保険庁において厚生年金等の年金受給者ファイル等のコンピュータ記録との名寄せを行い、該当した方に対して、その旨をお知らせして確認いただくとともに、制度の周知を図り、厚生年金等の給付に結びつける。				☆	○								企 画 課 社会保険業務科	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
医療保険	制度改正関係 雇用保険制度の見直しに伴う船員保険制度（失業保険）の見直し	・雇用保険制度の見直しに伴う船員保険制度（失業保険）の見直しに係る施行通知	☆	○										企 画 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
制度共通	1 表彰	・社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推 ○			表 ○	彰 ○			企 画 課	
		・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推 ○			表 ○	彰 ○			年 金 保 険 課	
		・社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推 ○			長 ○	官 ○	大 ○		企 画 課 (労働基準局)	
		・社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰						推 ○			表 ○	彰 ○			総 務 課 企 画 課	
		・社会保険事務局・事務所グランプリ（SWOG）及び内部改善提案制度にかかる長官表彰					○								サ-ビス推進課	
	2 社会保険委員の活動強化月間	・社会保険委員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催及び活動強化のための講習会、研修会等を実施		☆	○	○									企 画 課	
3 社会保険労務士試験			受 ○				試 ○			発 ○				企 画 課 (労働基準局)		
4 さわやか行政サービス推進月間	・行政サービスの総点検の実施等			○										サ-ビス推進課		
5 お客様満足度調査	・社会保険事務所等における窓口サービスに関するアンケート調査の実施					○								サ-ビス推進課		
6 窓口サービス実態調査	・民間の調査機関による窓口サービスの実態調査（いわゆる覆面調査）の実施													サ-ビス推進課	未定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
年金保険	1 表彰	・国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰							精 ○	表 ○	○			年金保険課	
		・ねんきん作品コンクール優秀作品に対する社会保険庁長官表彰									○			年金保険課	
	2 ねんきん月間	・11月をねんきん月間として位置づけ、各種の事業展開を行う。								☆	○			年金保険課 企画課	ねんきん月間 11月
	3 調査	・老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握 を行い、所得制限限度額設定の基礎資料 とする。〕									○	○			年金保険課

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
医療保険	1 保険給付の適正化 ・船員保険の失業保険金給付適正化対策	・船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間（各県毎に強化月間を定める）		○									○	企 画 課	
		・漁船被保険者に係る失業保険の適用調査					○								
	2 表彰	・船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推 薦 ○			表 彰 ○	○		企 画 課	
3 調査	・船員保険等の介護保険被保険者数調査等		○										○	企 画 課	
		・船員保険被保険者実態調査 （疾病任意継続被保険者分） 強制適用被保険者については社会保険庁において調査								☆	○	○			
4 その他	・第51回船員労働安全衛生月間							☆	○					（企 画 課） （国 土 交 通 省） （海 事 局）	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

## (3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。													企 画 課	随時
	2 全国社会保険事務局長会議														総 務 課	随時
	3 ブロック別社会保険事務局長・事務所長会議	・人事評価関係含む。					○	○							総 務 課	
	4 ブロック別地方社会保険監察官事務打合せ会			○	○										総 務 課	
	5 統括地方社会保険監察官との打合せ			○					○						総 務 課	
	6 全国社会保険委員事務打合せ会	・社会保険委員の活動をより効果的に行うため、事務打合せ会を開催する。				○									企 画 課	
	7 人事評価制度運営会議	・人事評価制度の運用や改善及び毎事業年度の評価項目について検討するために、人事評価制度運営会議を開催する。							○						総 務 課	
年金保険	年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。												社会保険業務課	随時	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

## (4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
制度共通	1 医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆												総務課 企画課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 社会保障協定・特例法施行の円滑な実施のための周知広報	・チラシ、各種媒体等を活用した広報	☆												企画課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○										○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 ねんきん月間	・ねんきん月間での各種事業展開に合わせて、市町村広報誌へ掲載を依頼する。	☆											○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆												企画課	具体的計画、実施月については別途通知

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
業務監察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の業務監察を実施</li> <li>・ 外部委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務監察の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の適正処理状況について</li> <li>・ 重点課題への取組状況について</li> <li>・ 前年度指摘事項の改善状況について</li> <li>・ 国民サービス向上の取組状況について</li> <li>・ 事故防止対策の取組状況について</li> </ul> </li> <li>○ 専門性の高い項目について外部の専門組織に委託して監察を実施する。</li> </ul>	☆		○ (地方庁)							○	総務課	
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計監査の主な視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計機関における事故防止対策の取組状況</li> <li>・ 契約事務処理の適正性について</li> <li>・ 予算執行の経済性、効率性について</li> <li>・ 指摘事項の改善状況について</li> </ul> </li> </ul>	☆		○ (地方庁)							○	経理課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
全職員に対する研修	コンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守</li> <li>・公務員倫理</li> <li>・個人情報保護</li> </ul>		○										○	総務課 企画課	原則、毎年度第1四半期中に実施。ただし、新たに採用された職員については採用後速やかに実施。(個人情報保護研修)	
社会保険大学校における研修	1 職務階層別研修 (1) 一般職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者 [各期 80人 19日]</li> </ul>	☆		○	○	○								社会保険大学校	8月以降の研修は調整中	
	(2) 中堅職員専門実務研修 (基本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務、会計等を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 80人 5日]</li> </ul>	☆		○	○	○								社会保険大学校	8月以降の研修は調整中	
	2 業務研修 (1) 社会保険審査官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて社会保険審査官となった者 [80人 5日]</li> </ul>														社会保険大学校	(実施時期調整中)
	(2) 適用・調査事務研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用・調査事務を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [80人 5日]</li> </ul>														社会保険大学校	(実施時期調整中)
	(3) 徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収事務の滞納処分を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [一般課程 80人 12日] [指導者養成課程 80人 12日]</li> </ul>														社会保険大学校	(実施時期調整中)
(4) 国民年金保険料強制徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [基礎課程 80人 5日] [応用課程 80人 12日] [指導者養成課程 80人 12日]</li> </ul>	☆		○	○	○									社会保険大学校	(指導者養成課程は実施時期調整中)	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修	1 新規配属者研修	・新規配属者に対し、配属先の事務処理、制度知識等の早期の習得を図るために実施	☆	○										○	社会保険大学校		
	2 各種研修	・職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○										○	社会保険大学校		
	3 国民年金推進員研修	・採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○										○	年金保険課		
社会保険事業に携わる非常勤職員等を対象とした研修	国民年金委員研修	・国民年金委員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕							☆				○		年金保険課	年1回実施	
全国健康保険協会において船員保険事務に携わる職員を対象とした研修	船員保険事務研修	・全国健康保険協会において船員保険事務を実施する者に対する、新制度及び新システムによる実務研修。											☆		○	企 画 課	
日本年金機構の内部管理業務に係る諸規程及び間接業務システムの操作に係る研修	業務研修	・日本年金機構の内部管理業務の円滑な実施を図るため、大学校において機構の職員となるべき者の中からインストラクター研修を行うとともに、各事務局において研修を実施する。なお、集合研修実施前に予め研修資料を配付し、自主研修を行う。							☆							準備事務局	(実施時期調整中)

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

(7) 保険局・年金局関係

制 度	事 項	内 容	実 施 月										主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
制度改正関係	1 雇用保険制度の見直しに伴う船員保険制度（失業部門）の見直し	・平成21年4月から雇用保険制度に統合される平成22年1月までの間、セーフティネット機能強化等のための所要の措置を講ずる。	☆	○											○	[保険局] 保 険 課 (社会保険庁)	
	2 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○													[年金局] 年 金 課

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



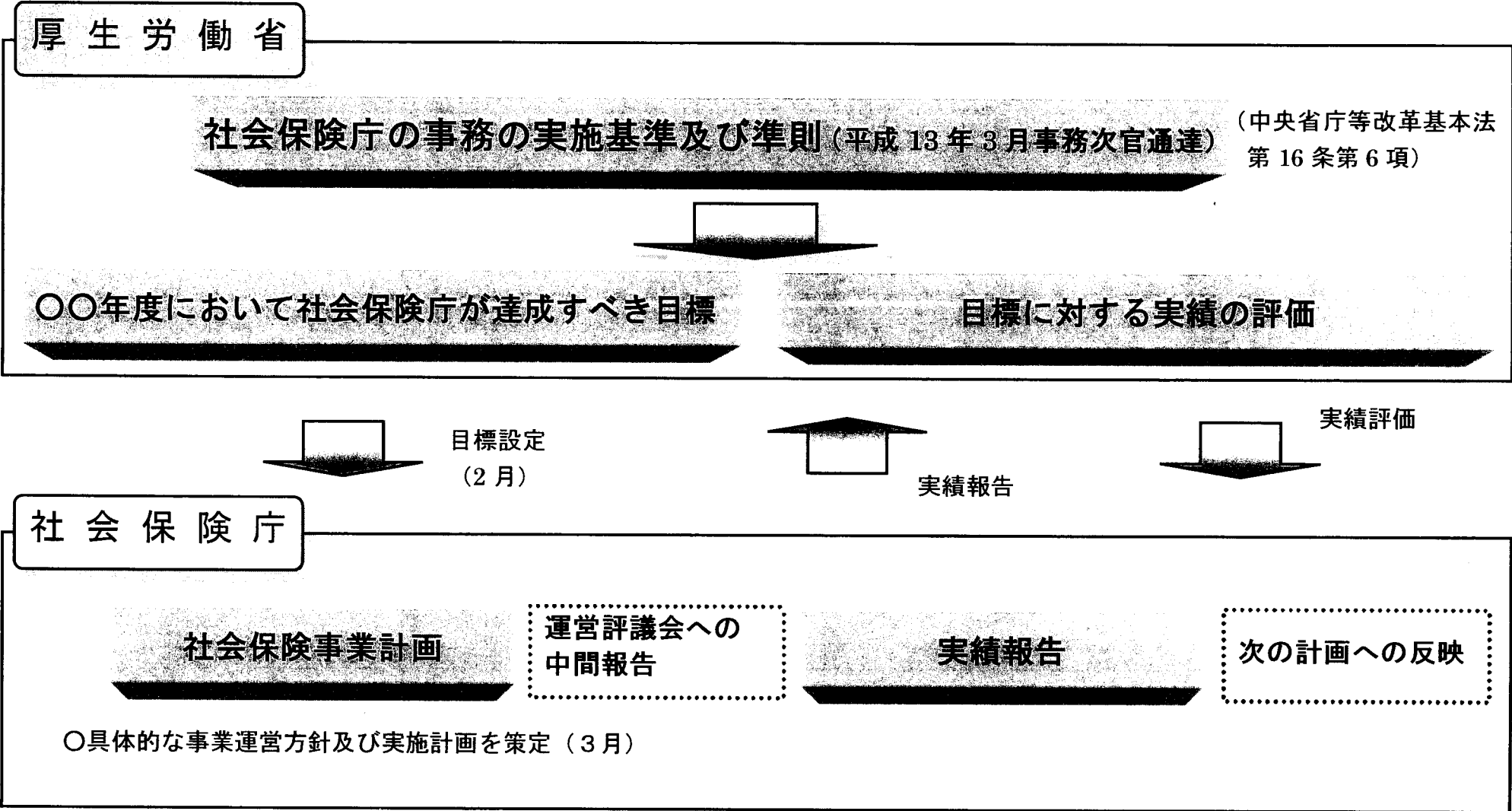


## IV. 附属参考資料

	頁
1. 「社会保険庁が達成すべき目標」、 「社会保険事業計画」と実績評価について -----	63
2. 実績評価に関する関係法令（抜粋） -----	64
3. 平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標 -----	66



# 「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績報告について



## 実績評価に関する関係法令 ～抜 粋～

### ○中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）

#### 第十六条

- 6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。
- 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。
  - 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

### ○厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）

- 第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

### ○行政機関が行う政策の評価に関する法律

（平成13年6月29日法律第86号）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

## ○政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）

### I 政策評価に関する基本計画の指針

#### 5 事後評価の実施に関する基本的な事項

- エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

## ○厚生労働省における政策評価に関する基本計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

### 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

### 7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

#### （4）社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

## ○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

### 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

### 5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

## 平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成21年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

昨年10月に全国健康保険協会が設立され、健康保険業務が社会保険庁から同協会に移管されたところであり、さらに来年1月には日本年金機構が設立され、年金業務が同機構に移管されることとなる。

平成21年度（4月～12月）は、社会保険庁の最後の事業年度であり、同庁は、年金記録問題により損なわれた国民の信頼を回復するため、引き続きこの問題に最優先に取り組む必要がある。

また、最後まで徹底した業務改革、組織改革を進めながら、適用事務、保険料等収納事務、保険給付事務といった社会保険の基本となる各業務を着実に実施していく必要がある。

さらに、これら業務とあわせて、新たに設立される日本年金機構の組織、業務の運営を円滑に行うための準備に取り組むことにより、同機構が、国民の生活の安定を保障する公的年金制度の事業運営を担う組織として、真に国民に信頼される組織に再生するために全力を尽くす必要がある。

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p><b>【参考統計】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者数 20,353,751人</li> <li>・第1号資格取得者数 5,407,656人</li> <li>・第1号資格喪失者数 6,284,724人</li> </ul>
<p>(2) 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用促進に取り組むとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>○重点加入指導実施事業所数：前年度実績と同程度（期間を考慮して12分の9）</p>	<p><b>【参考指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 39,407事業所</li> <li>・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 3,583事業所 (平成20年度上半期 966事業所)</li> </ul>

参考指標等 (平成19年度実績)

【参考指標】

・事業所調査効果件数		
[資格得喪関係]	厚生年金保険:	23,382件
	政府管掌健康保険:	20,373件
[標準報酬月額関係]	厚生年金保険:	39,311件
	政府管掌健康保険:	37,327件

【参考統計】

・新規適用事業所数	厚生年金保険:	78,467事業所
	政府管掌健康保険:	77,000事業所
	船員保険:	138事業所
・全被保険者資格喪失事業所数	厚生年金保険:	40,121事業所
	政府管掌健康保険:	39,596事業所
	船員保険:	166事業所
・適用事業所数	厚生年金保険:	1,715,590事業所
	政府管掌健康保険:	1,582,047事業所
	船員保険:	6,173事業所
・賞与支払事業所数 (年度延数)	厚生年金保険:	1,895,238事業所
	政府管掌健康保険:	1,601,448事業所
	船員保険:	4,025事業所
・資格取得被保険者数	厚生年金保険:	7,424,684人
	政府管掌健康保険:	4,945,206人
	船員保険:	25,402人
・資格喪失被保険者数	厚生年金保険:	6,642,565人
	政府管掌健康保険:	4,632,242人
	船員保険:	26,076人
・被保険者数	厚生年金保険:	34,570,097人
	政府管掌健康保険:	19,806,788人
	船員保険:	62,804人
・被扶養者数	政府管掌健康保険:	16,487,541人
	船員保険:	94,602人

達成すべき目標

参考指標等（平成19年度実績）

2 保険料等収納事務に関する事項

【参考指標】

(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。  
平成21年度においては、平成15年度から平成19年度に納付率を80%とする中期目標に向けて行動計画が実施されてきたがこれが達成されなかったことを踏まえ、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成19年度分保険料の最終的な納付率について、平成18年度分保険料の最終的な納付率と同等以上の水準を確保するため、平成21年12月までの平成19年度分保険料の納付率について、前年同期（平成20年12月）の平成18年度分保険料の納付率と同等以上の水準を確保するよう努める。

・催告状発行件数	823万件
・電話納付督促件数	393万件
・戸別訪問件数	1,431万件
・最終催告状発送件数	40,727件
・保険料納付月数	11,609万月
・保険料納付対象月数	18,153万月
・免除件数	3,146,214件
・若年者納付猶予件数	369,325件
・学生納付特例件数	1,657,334件
・督促状送付件数	8,980件
・コンビニ収納件数	874万件
・追納件数	728,740件

(2) 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

【参考指標】

・差押え実施事業所数（実事業所数）	12,879件
・滞納事業所数	123,655件
・労働保険との共通調査事業所数	1,545件
・労働保険との共通滞納事業所選定数	3,142件
・保険料収納率	厚生年金保険：98.7% 政府管掌健康保険：97.8% 船員保険：93.3%
・口座振替実施率	厚生年金保険：83.5% 政府管掌健康保険：84.6% 船員保険：56.1%

○保険料収納率<sup>①</sup>

厚生年金保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める  
 全国健康保険協会管掌健康保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める  
 船員保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める

○口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上  
 全国健康保険協会管掌健康保険：85%以上  
 船員保険：57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合



達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内  （加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内  （加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内）</p> <p>障害基礎年金：3か月以内  障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p><b>【参考指標】</b></p> <p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2,366,932部</p> <hr/> <p><b>【参考統計】</b></p> <p>・年金給付費 基礎年金（国民年金）：16兆1,481億円  厚生年金：22兆3,179億円</p> <p>・年金受給権者数 基礎年金（国民年金）：26,387,421人  厚生年金：27,501,985人  船員保険（新法）：2,212人</p> <p>・新規裁定受給権者数 基礎年金（国民年金）：595,652人  厚生年金：2,017,202人  船員保険（新法）：75人</p>
<p>(2) 船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金：3週間以内  出産手当金：3週間以内  出産育児一時金：3週間以内  家族出産育児一時金：3週間以内  葬祭料：3週間以内  家族葬祭料：3週間以内</p>	<p><b>【参考統計】</b></p> <p>・現金給付費 船員保険：53億円</p> <p>・被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）  船員保険：6.50日</p>

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p>4 年金記録問題への対応</p> <p>(1) 年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ）等に基づき、基礎年金番号への記録の統合、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応等を着実に実施し、日本年金機構へ円滑に移行する。</p>	



○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）

船員保険：内容点検 983円以上  
外傷点検 591円以上

・医療費通知件数	船員保険：	60,035件
・求償件数	船員保険：	389件
・求償決定額	船員保険：	42,016,008円
・レセプト点検効果額総額（船員保険）		
	内容点検	82,359千円
	外傷点検	49,483千円
	資格点検	413,071千円

【参考統計】

・医療給付費	船員保険：	203億円
--------	-------	-------

(2) 船員保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査・特定保健指導を引き続き実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業及び被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づく特定保健指導等を適切かつ効率的に実施する。

平成21年度においては、特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査42.5%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導26.2%以上（被保険者）が達成できるよう、効果的な取組を推進する。

【参考指標】

・健診実施者数		
	船員保険（40歳以上被保険者）	14,805人

(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。